

平成17年度公共事業再評価対象事業調書

1 事業の概要

事業名	街路事業 向日町上鳥羽線（第二工区）	事業所管課	建設局街路部街路建設課
事業区間	自：南区久世大藪町 至：南区吉祥院嶋榎山町 （都市計画道路吉祥院下鳥羽線）	延長又は面積	延長：1,045m 幅員：22～39m
事業概要 本路線は、南区久世殿城町（JR東海道本線向日町駅）から同区上鳥羽大溝に至る本市南部地域における東西幹線道路である。国道171号から都市計画道路吉祥院下鳥羽線に至る本事業区間及び隣接する第一工区の北に位置する国道171号久世橋付近において、慢性的な渋滞が発生しているとともに、本事業区間付近においては幹線道路が整備されていないため、通過交通が生活道路に流入しており、安全で快適な市民生活が確保されていない。 また、本市南部地域における南北幹線道路（大宮通鴨川橋梁部、油小路通（九条通～十条通、鴨川橋梁部）等）を供用開始したことから、国道171号とこれらを結ぶ本事業区間の整備が急務となっている。 このため、周辺における渋滞を解消し、生活道路への通過交通の流入を抑制し、また本市南部地域における幹線道路ネットワークを形成することにより、安全で円滑な交通及び安全で快適な市民生活の確保を図り、もって本市の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的として、隣接する暫定供用中の第一工区と併せ、「（仮称）第二久世橋」を含む本事業区間の整備を進めているものである。			

2 事業の必要性等に関する視点

【事業の進捗状況】

※（ ）内は、土地開発公社先行取得分

都市計画決定	昭和44年度	事業採択年度	平成8年度	用地着手年度	平成10年度
工事着手年度	平成14年度	完成予定年度	当初 平成12年度 変更 平成19年度		
年度	全体事業	平成15年度以前	平成16年度	平成17年度	平成18年度以降
工事	L= 1,045m C= 5,510 百万円	L= 78m C= 411 百万円	L= 108m C= 569 百万円	L= 459m C= 2,419 百万円	L= 400m C= 2,111 百万円
用地	A=16,894 m ² C= 4,314 百万円	A= 6,632 m ² C= 3,166 百万円	A= 1,832 m ² C= 216 百万円	A= 3,727 m ² (A= 2,654 m ²) C= 330 百万円 (C= 277 百万円)	A= 4,703 m ² C= 602 百万円
その他	C= 776 百万円	C= 428 百万円	C= 87 百万円	C= 256 百万円	C= 5 百万円
計	C=10,600 百万円	C= 4,005 百万円	C= 872 百万円	C= 3,005 百万円	C= 2,718 百万円
累積進捗率		38%	46%	74% (76%)	100%

事業の進捗状況

平成8年度：事業認可を受け用地買収に着手
平成10年度：予備設計を実施、左岸側で都市計画変更
平成11年度：詳細設計に着手

平成14年度：橋梁下部工に着手
平成16年度：右岸側で都市計画変更
平成17年6月：橋梁下部工が完成

当初計画に比べて事業が遅れた理由

- ・ 国有地の境界確定に予想外の時間を要した。
- ・ 本路線を南北に横断する生活道路の整備計画の検討に時間を要した。

【事業を巡る社会経済情勢等の変化】

本路線と共に本市南部地域における幹線道路ネットワークを形成する南北幹線道路を供用開始した。（大宮通鴨川橋梁部：平成14年3月、油小路通（九条通～十条通）：平成14年8月、油小路通（鴨川橋梁部）：平成14年12月等）
また、平成15年度に国道9号西立体交差事業（千代原口交差点付近）の工事が着手された。

【上位計画から見た事業の有効性】

京都市基本計画		事業ごとの上位計画	具体的な効果等
大項目	小項目		
☐ 安らぎのある暮らし ☒ 華やぎのあるまち ☐ 市民との厚い信頼関係の構築をめざして	市民の暮らしとまちを支える基盤づくり	・南区基本計画 ・京都市都市計画マスタープラン（南区地域別構想） ・道路の整備に関するプログラム	周辺における渋滞を解消し、生活道路への通過交通の流入を抑制し、また本市南部地域における幹線道路ネットワークを形成することにより、安全で円滑な交通及び安全で快適な市民生活の確保を図る。 これらの効果により、本市の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与する。

【指標による評価】

客観的評価指標	評価結果	
事業採択についての条件を確認するための指標	事業の投資効果（費用便益分析）	B / C = 1. 2 3
	事業の要件	指標該当状況： ☒ 有 ・ 無
事業の効果や必要性を評価するための指標	評価軸に対する該当状況： 4 / 5	

3 事業の進捗の見込みの視点

【事業の実施のめど、進捗の見通し等】

橋梁下部工に引き続き橋梁上部工に着手し、「（仮称）第二久世橋」を平成19年度末に完成させる予定である。

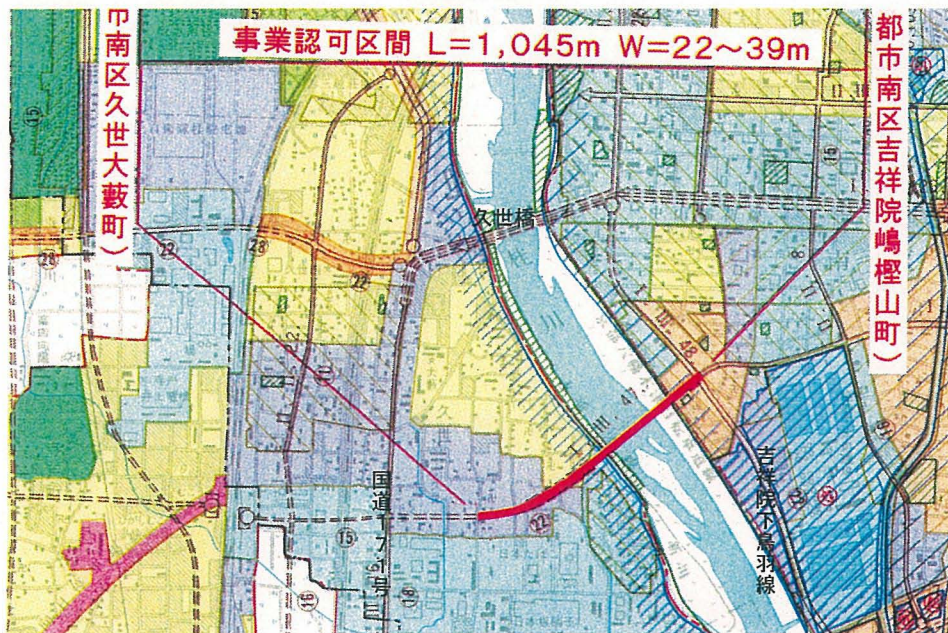
また、橋梁への取付区間では、既存生活道路との交差点計画について、地元の詳細を得られるよう引き続き協議する。用地境界確定が難航している箇所では、引き続き確定作業を進め、順次用地買収を行うとともに工事に着手し、平成19年度末の完成を目指す。

4 対応方針案

対応方針	<u>継続</u> ，中止，休止
理 由	周辺における渋滞を解消し、生活道路への通過交通の流入を抑制し、また本市南部地域における幹線道路ネットワークを形成することにより、安全で円滑な交通及び安全で快適な市民生活を確保するため、本事業区間の整備は必要である。 また、本市南部地域における南北幹線道路（大宮通鴨川橋梁部、油小路通等）の整備が完了したことから、国道171号とこれらを結ぶ本事業区間の整備が急務となっている。 既存生活道路との交差点計画については、地域の南北分断解消に向けて地元の理解が得られつつあり、用地境界確定が難航している箇所については、区間分割により確定可能な箇所からの作業で事業の進捗が図れることから、道路形態が完成している第一工区と併せ、全面的な供用開始に向けた事業実施が可能な状況にある。 以上から、本事業は継続することが妥当であると考えます。

事業名：街路事業 向日町上鳥羽線（第二工区）

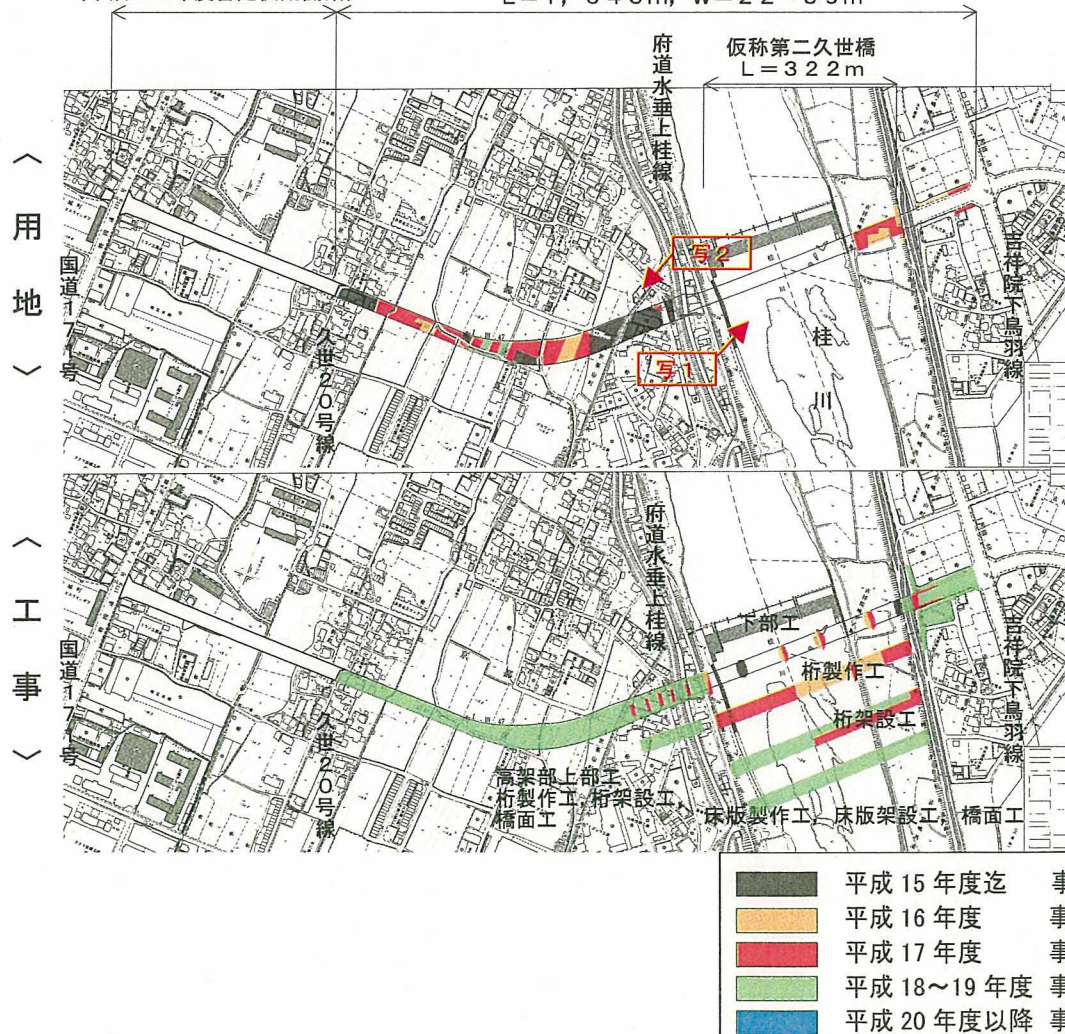
[箇所図]



[模式図]

関連事業
向日町上鳥羽線（第一工区）
L=395m
(平成15年度暫定供用開始)

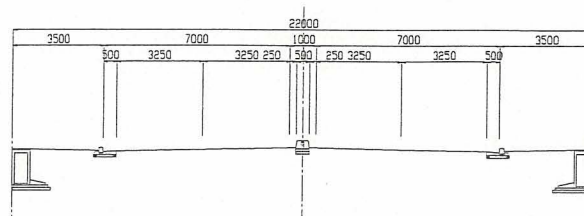
向日町上鳥羽線（第二工区）
L=1,045m, W=22~39m



事業名：街路事業 向日町上鳥羽線（第二工区）

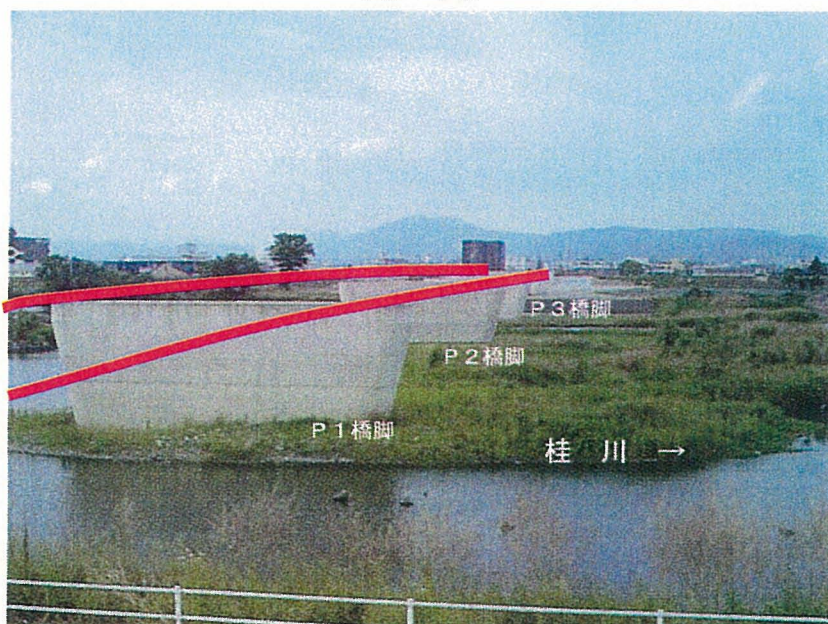
[事業概要]

標準横断面図



[写真]

写1



写2



客観的評価指標（街路事業）

【事業の要件】

環境・景観への 配慮事項	車道の舗装を排水性舗装とし、歩道の舗装を透水性舗装とする。
市民と行政の パートナーシップ	設計段階において地元説明会を開催し、地元住民の意見を反映しながら設計を進めた。

【事業の必要性】

	評価項目	評価指標	該当 状況
誰もが安心して暮らせるまちづくり	環境への負担の少ない持続可能なまちをつくる	■対象道路の整備により自動車からのCO2排出量が削減される （対象道路の整備により削減される自動車からのCO2排出量） 削減量：890 t/年 （整備前：1719891 t/年→整備後：1719001 t/年） ■現道等における自動車からのNO2排出量が削減される （並行区間等における自動車からのNO2排出削減率） 削減率：0.36% （整備前：1661.5 t/年→整備後：1655.6 t/年） ■現道等における自動車からのSPM排出量が削減される （並行区間等における自動車からのSPM排出削減率） 削減率：0.33% （整備前：149.3 t/年→整備後：148.8 t/年） □現道等で騒音レベルが夜間要請限度を超過している区間について、新たに要請限度を下回ることが期待される区間がある	○
	災害に強く日々のくらしの場を安全にする	□近隣市へのルートが1つしかなく、災害による1～2箇所の道路寸断で孤立化する集落を解消する ■対象区間が、府地域防災計画、緊急輸送道路ネットワーク計画又は地震対策緊急整備事業計画に位置づけがある、又は地震防災緊急事業五ヶ年計画に位置づけのある路線（以下「緊急輸送道路」という）として位置づけあり ■緊急輸送道路が通行止になった場合に大幅な迂回を強いられる区間の代替路線を形成する □現道等の防災点検又は震災点検要対策箇所もしくは架替の必要のある老朽橋梁における通行規制等が解消される □現道等の事前通行規制区間、特殊通行規制区間又は冬期交通障害区間を解消する ■避難路へ1km以内に到達できる地区が新たに増加する ■幅員6m以上の道路がないため消火活動が出来ない地区が解消する □密集市街地における事業で火災時の延焼遮断帯の役割を果たす □地震等の災害時に避難地として活用できる	○

	評価項目	評価指標	該当状況
	日常生活における身近な安全や安心を確保する	☐ 自転車交通量が 500 台/日以上、自動車交通量が 1,000 台/12h 以上、歩行者交通量が 500 人/日以上全ての区間において、自転車利用空間を整備することにより、当該区間の歩行者・自転車の通行の快適・安全性の向上が期待できる ☐ 交通バリアフリー法に基づく重点整備地区における特定経路を形成する区間が新たにバリアフリー化される ☐ 三次医療施設へのアクセス向上が見込まれる ☐ 現道等に死傷事故率が 500 件/億台キロ以上である区間が存する場合において、交通量の減少、歩道の設置又は線形不良区間の解消等により、当該区間の安全性の向上が期待できる ☐ 当該区間の自動車交通量が 1,000 台/12h 以上（当該区間が通学路である場合は 500 台/12h 以上）かつ歩行者交通量 100 人/日以上（当該区間が通学路である場合は学童、園児が 40 人/日以上）の場合、又は歩行者交通量 500 人/日以上の場合において、歩道が無い又は狭小な区間に歩道が設置される ☒ 照明灯が設置され夜間の安全性が向上する ☐ 歩行空間ネットワークの整備地区における整備対象路線である	○
	歩いて楽しいまちをつくる	☐ 歴史的景観を活かした道路整備や中心商店街のシンボリックな道路整備等、特色あるまちづくりに資する事業である ☐ 対象区間が電線類地中化 5 年計画に位置づけ有り ☐ 周辺の自然・景観との調和を保っている（地下、半地下構造、修景措置がされている道路等） ☐ 市街地又は歴史景観地区（歴史的風土特別保存区域及び重要伝統的建造物保存地区）等の幹線道路において新たに無電柱化を達成する ☐ 歴史的な街並みの破壊等につながらないもしくは歴史的な街並みを創り出す ☐ 景観となりうる道路構造物である（構造美を有する橋梁等） ☐ 文化財に対して影響がない（埋蔵文化財調査等が実施済み）	—
魅力あふれるまちづくり	美しいまちをつくる	☒ 対象区間に街路樹が設けられる	○
活力あふれるまちづくり	産業連関都市として独自の産業システムをもつ（中心市街地の活性化）	☐ 都市再生プロジェクトを支援する事業である ☐ 市街地再開発、区画整理等の沿道まちづくりとの連携あり ☒ 交通状況の改善等、都心部及び既成市街地の活性化に大きく寄与する ☐ 中心市街地内で行う事業である ☐ 中心市街地へ至る道路であり、現道もしくは並行する道路の混雑度が 1.0 以上	○
	魅力ある観光を創造する	☐ 観光地・レクリエーション基地と交通拠点間とのアクセスを向上させる ☐ 主要観光地間相互の到達時間の短縮に寄与する	—
	大学の集積・交流が新たな活力を生み出す	☐ 既存の大学・学術研究機関等へのアクセスを向上させる ☐ 大学施設の整備拡充地へのアクセスを支援する	—

評価軸	評価項目	評価指標	該当状況
市民のくらしとまちを支える基盤づくり	個性と魅力あるまちづくり	《開発支援》 ☐ 対象区間が現在連絡道路がない住宅地開発(300 戸以上又は 16ha 以上、大都市においては 100 戸以上又は 5ha 以上)への連絡道路となる ☐ 当該路線が隣接した市役所・区役所間を最短時間で連絡する路線を構成する ☐ 現道等における交通不能区間を解消する ☐ 現道等における大型車のすれ違い困難区間を解消する ■市役所・区役所へのアクセス向上が見込まれる ☐ 拠点開発プロジェクト、地域連携プロジェクト、大規模イベントを支援する ☐ 特別立法に基づく事業である ☐ 新規整備の公共公益施設へ直結する道路となる ☐ 計画の各プロセスにおいて関係する地域住民と情報を共有している	○
	多様な都市活動を支える交通基盤づくり	《幹線交通アクセス向上》 ☐ 鉄道駅周辺へのアクセス利便を図れる(新幹線駅もしくは特急停車駅へのアクセス向上が見込まれる) ☐ 第一種空港、第二種空港、第三種空港もしくは共用飛行場へのアクセス向上が見込まれる ☐ 重要港湾もしくは特定重要港湾へのアクセス向上が見込まれる ☐ 農林水産業を主体とする地域において農林水産品の流通の利便性向上が見込まれる ■総重量 25t の車両もしくは ISO 規格背高海上コンテナ輸送車に対応する ☐ 広域道路整備基本計画に位置づけのある環状道路を形成する ☐ 地域高規格道路の位置づけあり ☐ 京都高速道路、第二京阪道路等の広域幹線と連携したアクセス向上につながる 《交通混雑の解消》 ■幹線都市計画道路網密度が 1.5km/km² 以下である市街地内での事業である ■DID 区域内の都市計画道路整備であり、市街地の都市計画道路網密度が向上する ■現道等の年間渋滞損失時間(人・時間)が削減される。 〔並行区間等の年間渋滞損失時間(人・時間)及び削減率〕 渋滞損失時間：0.24 百万人・時間/年、削減率：1.68% ☐ 現道等における混雑時旅行速度が 20km/h 未満である区間の旅行速度の改善が期待される ☐ 現道又は並行区間等における踏切交通遮断量が 10,000 台時/日以上 の踏切道の除却もしくは交通改善が期待される ■道路の整備に関するプログラム又は都市計画道路整備プログラムに位置づけられている 《公共交通の充実》 ☐ 現道等に、当該路線の整備により利便性の向上が期待できるバス路線が存在する	○
	市民の知恵と創造性を生かした政策を形成する	☐ 審議会、委員会を通じ地元意見を反映させ事業を進めている ☐ 計画段階から市民参加により事業を進めている	—

◇ 事業全体の費用便益(B/C)

向日町上鳥羽線(第2工区)

(注意) 以下の計算については、表示桁数の関係で必ずしも計算が一致しないことがある。

◎算出条件

・将来交通量 : 22,700 台/日

「平成11年度道路交通センサス結果に基づく平成42年将来交通量予測(平成16年度作成)」

・延長幅員 : L = 1.045 km W=22~39m

・設計速度 : 60 km/h (4種1級)

・全体事業費 : 10,600 百万円 (消費税込み)

・その他 : 費用便益比算出方法は「費用便益マニュアル(平成15年8月、国土交通省道路局、都市・地域整備局)」に従う

◎便益 (配分結果より、4車種(乗用車・バス・小型貨物・普通貨物)ごとに算出)

(配分対象ネットワーク全体(京都市全域+一部周辺市町)で算出)

*走行時間短縮便益 (走行時間費用=交通量×走行時間×時間価値原単位×365)

・(整備あり) 走行時間費用 739,930.52 (百万円/年)

・(整備なし) 走行時間費用 740,679.33 (百万円/年)

①走行時間短縮便益= 740,679.33 - 739,930.52 = 748.81 (百万円/年)

*走行経費減少便益 (走行経費=交通量×延長×走行経費原単位×365)

・(整備あり) 走行経費 101,494.89 (百万円/年)

・(整備なし) 走行経費 101,521.54 (百万円/年)

②走行経費減少便益= 101,521.54 - 101,494.89 = 26.65 (百万円/年)

*交通事故減少便益 (交通事故損失額=係数×交通量×延長+係数×交通量×主要交差点数)

・(整備あり) 交通事故損失額 19,164.50 (百万円/年)

・(整備なし) 交通事故損失額 19,157.40 (百万円/年)

③交通事故減少便益= 19,157.40 - 19,164.50 = (7.10) (百万円/年)

○年便益=①+②+③= 748.81 + 26.65 + (7.10) = 768.37 (百万円/年)

○供用後40年間の便益を現在価値に換算すると、 $B=13492.06$ 百万円となる。*現在価値への換算は「費用便益マニュアル(平成15年8月、国土交通省道路局、都市・地域整備局)」より
社会的割引率(社会的金利動向より設定)を4%として計算

◎費用

①維持管理費

・4.1百万円/km× 1.045 km / 1.05 = 4.08 百万円

・供用後40年間のコストを現在価値に換算すると、約 74.67 百万円となる

②事業費

・全体事業費 10095.24 百万円 (消費税控除)

・全投資額を現在価値に換算すると、 10882.31 百万円

・費用C=①+②= 74.67 百万円 + 10882.31 百万円 = 10956.98 百万円

◎費用便益

・B/C= 13492.06 百万円 / 10956.98 百万円 = 1.23